

令和7年度 学校経営方針

<学校経営方針の要点>

- コミュニティスクールとして、地域と共に在り続けていく学校運営を行う。
- 安心・安全な学校教育を充実させる。
- 児童に確かな学力・体力を付け、地域・保護者の信頼を得る。
- 保護者の話をよく聞き、何事においても誠実に対応していく。
- 授業力・指導力の向上と共に、教育に打ち込む使命感の向上を図る。
- 教科担任制により、児童の学力の向上を図ると共に、教職員の「働き方改革」を推進する。
- いじめ防止や不登校対策に関する組織的な対応をさらに強化していく。
- 学級の問題を抱え込まない開かれた職員関係づくりの確立を図る。
- 「働き方改革」を意識し、各主任層は「会議の精選」、教員は「効率的な教材研究」を行う。

1 学校のエ育目標

憲法・教育基本法のエ育を尊重し、自主性と創造性に富み、平和的な国家及び社会の形成者として、人間性豊かで、思いやりのある、心身共に健康な児童を育成する。

教育目標を「すすんで学ぶ子」「思いやりのある子」「きたえる子」として、指導の重点を「すすんで学ぶ子」とする。

(1) 目指す学校像（学校経営ビジョン）

- ・共に生き、共に学び「一人一人が輝く学校」
- ・共に励み、共に伸びることのできる「学ぶ喜びのある学校」
- ・毎日、笑って、楽しく、幸せになれる小学校「笑楽幸（しょうがっこう）」

(2) 目指す子供像

- ・主体的に学んだ知識を生きる知恵として活用する子供
- ・優しさと寛容の心を持ち、互いの人権を尊重する子供
- ・健康な心と体を持ち、粘り強くやり遂げる子供

(3) 目指す教師像

- ・子供の小さな成長を認め励ますことのできる教師
- ・分かる喜び、考える喜びのある授業を実践する教師
- ・粘り強く児童に寄り添い、励ますことのできる教師

2 学校のエ育目標を達成するための基本方針

学校教育目標を踏まえ、育成を目指す資質・能力を明らかにするとともに、次の基本方針を掲げ、カリキュラム・マネジメントの推進を図る。

(1)「すすんで学ぶ子」を育てるために

学んだ知識を生きる知恵として主体的に活用し、問題解決に取り組む。(問題解決力)
→自ら課題を発見し、考え、判断し、よりよく解決する確かな学力を習得する。

- ①個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させ、「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指した授業改善に取り組み、児童の基礎的な知識・技能の習得と探究する力を育成する。
- ②「めあてと見通し」「自力解決と学び合い」「まとめと振り返り」等の学習過程を重視し、問題解決の流れを明確にした学習活動を展開する。
- ③授業のねらいに即して「何を学んだか」「何ができるようになったか」「どのように学んだか」についての振り返りを通して、主体的に学ぶ態度を育成する。

④具体的な方策

(ア) 論理的に考え、課題を発見し、解決する力の育成

- ・総合的な学習の時間を充実させ、E S Dの推進(ユネスコスクールの活動、深まりのある探究活動、評価)
- ・I C Tを活用した情報収集や意見交流の充実、思考ツールを活用した学習への取り組み
- ・各教科・領域の特性に応じた課題解決型の授業の実践

(イ) 授業の充実(「めあてと見通し」「自力解決と学び合い」「まとめと振り返り」)

- ・教師の授業力、指導力等の教師力の向上(年間3回の授業観察を実施)
- ・授業改善推進プランの確実な実施と振り返り
- ・学習のめあてを明確にし、解決への見通しをもたせる。
- ・自分の考えをもたせた上で、考えを交流し、学び合い、高め合う場を設定する。
- ・めあてに正対したまとめをする。
- ・自分の成長、次への展望を踏まえた学びを振り返る。

(ウ) 基礎・基本の定着の徹底(東京ベーシック・ドリル診断シートの活用)

- ・東京ベーシック・ドリルを活用し、単元の学習の前に必要な既習事項の確認を行う。
- ・診断シートを年3回(3月、7月、12月)実施・評価し、必要な指導を行う。
- ・地域未来塾の指導員と連携し、児童個々の課題を共有する。
- ・朝学習の時間(火曜日：算数)の確実な確保

(エ) 読書活動の充実(読書週間、朝読書、読み聞かせ、各教科と関連させた計画的指導)

- ・読書量の確保…週1冊、年間50冊以上の読書
- ・「心に残った言葉」を見付ける活動への取り組み

(オ) 個に応じた指導の充実(I C Tの活用、特別支援教室の充実)

- ・I C Tを活用した個に応じた課題の提示と指導
- ・特別支援教室担当教員と担任・専科教員が児童の状況と効果的な指導方法について共有し、指導に当たる。

(カ) 授業時間の確保(行事等の準備や指導時間の改善)

- ・本校の特色ある教育の活動時間を「行事」として確実に確保する。(瓜生太鼓の練習、瓜生まつりの準備等)

(2)「思いやりのある子」を育てるために

優しさと寛容の心を持ち、互いの人権を尊重する。(人間関係調整力)

→自分の大切さと他の人の大切さを認め、行動できる豊かな人間性を養う。

- ①人として尊重され、互いを大切にしよう豊かな人間関係を構築するために、人権教育の一層の充実を図るとともに、いじめの未然防止、早期発見・早期対応、解決に向けた組織的な対応力を強化する。
- ②体験学習や道徳教育による心の教育を充実させ、児童の情緒の安定を図り、健全育成に努める。
- ③学級経営の充実や異年齢児童との活動、地域との交流を通して、他者を理解し、尊重する心を育むとともに、温かい人間関係を構築し、誰もが安心して過ごせる学校をつくる。

④具体的な方策

(ア) 生活指導の重点目標「元気のよいあいさつ」「心をこめた言葉づかい」の指導

- ・週1回の生活指導夕会を通して、児童の課題を全教員が共有し、指導に当たる。

(イ) 子供同士の温かい人間関係と教師と児童の信頼関係をつくる指導

- ・「特別の教科 道徳」の授業の充実（重点項目「個性の伸長」「親切、思いやり」）
- ・課題を自分のこととして捉え、道徳的な価値について進んで考えることができる授業
- ・考えるに値する発問や場面の工夫、児童が葛藤する場面の設定
- ・縦割り班活動（異年齢活動）の充実

(ウ) いじめや暴力を許さない意識の向上（いじめ防止基本方針に基づいた取り組み）

- ・月1回のいじめ防止委員会の実施
- ・被害児童を守ることを最優先し、迅速な事実確認、加害児童への指導を行う。
- ・いじめの未然防止、いじめの早期発見・早期対応、いじめへの対応を確認・実践する。

(エ) ふれあい月間等の充実

- ・生活に関するアンケート調査の実施（いじめ等学校生活3回、連休・長期休業明け2回、体罰1回）

(3)「きたえる子」を育てるために

健康な心と体を持ち、挑戦し、やり遂げる。（行動実践力）

→自らすすんで、健康の保持・増進及び体力の向上を図る能力と態度を育てる。

- ①体育授業の充実、一校一取組等を通して、体力向上に取り組むとともに、運動に親しみ、粘り強く取り組む態度を養う。
- ②児童集会や休み時間等を効果的に活用し、体育的活動、異学年交流を生かした遠足や遊び等に取り組む、体を動かす楽しさを味わわせるとともに運動習慣の定着を図る。
- ③食育を推進し、給食や家庭での食生活を振り返り、健康に生活する態度を育成する。

④具体的な方策

(ア) 自分の心と体の健康や体力に関心を持ち、主体的に活動するための取り組み

- ・体力テストの結果を活用し、児童の課題意識を高め、実践につなげる。（体育科授業における運動時間の確保、生活場面での体力向上の工夫）
- ・縄跳び週間、ペースランニング週間、わくわくチャレンジタイムの実施
- ・栄養教諭を中心とした食育の充実
- ・スクールカウンセラーを活用しやすい環境の整備と教員との連携強化

(イ) 粘り強く主体的に取り組む児童を育成する取り組み

- ・児童自身が「目標の設定」「方法の選択」「振り返りと調整」を行う学習スタイルの構築

- ・教職員による粘り強い指導、励まし
- ・特別の教科 道徳「希望と勇気」「努力と強い意志」への取り組み

(ウ) 安全で安心できる学校を創る取り組み

- ・アレルギー対応、熱中症対策、感染症対策
- ・避難訓練を中心とした防災教育の充実、安全指導の確実な実施
- ・交通安全の指導（自転車のヘルメット着用の啓発）
- ・セーフティ教室の実施（インターネット利用における自分の身の守り方）
- ・校内環境の整備（安全点検の確実な実施）

(４) 学校の教育目標の達成に向けたその他の事項

- ①ユネスコスクールとして地域社会や学習支援者等と連携してＥＳＤを推進する。
- ②地域を愛し、地域社会の一員としての自覚ある児童を育成するために、コミュニティ・スクールとして家庭や地域と連携し、学校の教育活動や地域行事における交流を通して、社会に開かれた学校づくりを推進する。
- ③一人１台タブレット端末環境を活用し、学習の基盤となる言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力の資質・能力の育成に向けた教育活動の充実を図る。

(５) 保護者・地域・学校が、共に子供を育てるために

①具体的な方策

(ア) コミュニティ・スクールとしての活動の充実

- ・学校運営協議会による学校運営についての協議の充実（年間５回実施）
- ・地域学校協働本部を核とした地域との連携の充実（たけのこ掘り、昔遊び、永山南公園の活用、学習のゲストティーチャーのコーディネート等）

(イ) 保護者の教育活動への参加

- ・家庭科等の実習、近隣の校外学習の引率等の呼びかけ

(ウ) 情報の発信と共有（個人面談、保護者会、学校だより、学年便り、ＨＰ、学校公開）

- ・ＬＩＮＥ配信の有効活用

(エ) 働き方改革（校務等の改善等）

- ・学校の教育活動や校務等の改善
- ・教職員間の連携

(６) 教育課程の編成方針

①具体的な方策

(ア) 教科・領域の指導の充実

- ・学習指導要領に示されている目標・内容に準拠した指導時間を確実に確保する。
- ・教科担任制を活用し、教員の授業力向上を図る。
- ・総合的な学習の時間を探究活動中心の学習となるように継続する。

(イ) 行事の改善

- ・これまで精査してきた行事時間の確保を継続する。

３ 指導の重点

(1) 各教科

- ①教科担任制による教師の専門性と授業の質の向上を図るとともに、各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせた授業の実施と主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、学習内容の確実な定着を図り、問題解決力を育成する。
 - ②1単位時間のねらいを明確に示し、ねらいに対して振り返る活動を通して、児童が学びの価値を実感できる授業を実践することにより、児童に生きて働く知識・技能を習得させ、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等を育成する。
 - ③探究的な学習や体験活動等を通じ、児童同士や多様な他者と協働しながら、一人一人のよい点や可能性を生かし、異なる考え方が組み合わさることで、よりよい学びを生み出す協働的な学びの充実を図る。
 - ④言語活動や読書活動を充実させることを通して、全ての学習の基礎となる言語能力を確実に身に付けさせ、人前で話したり発表したりする機会を重視し、思考力・判断力・表現力等を育成する。
 - ⑤情報活用能力育成の全体計画に基づいて、ICT機器を効果的に活用することにより、児童の興味・関心を高める授業を行うとともに、各教科等の特質や児童の発達段階に応じた能力を育成する。
 - ⑥一人1台タブレット端末を活用して、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させることを通して、主体的に学習に取り組む態度を育成する。
 - ⑦算数科では、習熟度別指導ガイドラインを基にして、学習内容の習熟の程度に応じた少人数指導を実施し、個に応じた指導を充実させることを通して、基礎的な知識・技能を活用する能力を育成する。
 - ⑧「東京ベーシック・ドリル」「アプリ版東京ベーシック・ドリル」等を活用するとともに家庭と連携して家庭学習を充実させることを通して、基礎的な知識・技能の定着を図る。
 - ⑨外国語科では、ALTとの連携による「話すこと[やり取り]」の指導に重点を置き、児童が相手の思いを理解し、自分の考えや気持ちを伝え合うコミュニケーション能力の基礎を養う。
 - ⑩自己の課題を踏まえた目標値を設定させて、東京都統一体力テストに取り組ませるとともに、結果分析や運動量を確保する体育授業により、健康の保持増進と目標に向かって努力する強い心を育む。
- ・各教科等の目標の達成に向けた言語活動を充実させ、「主体的・対話的で深い学び」に迫るため、未知の状況にも対応できる柔軟な思考力、正しい判断力、豊かな表現力の伸長を図る。
 - ・誰一人取り残さない「個別最適な学び」と持続可能な社会の創り手となるために必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」を一体的に行い、「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指した授業改善に努める。
 - ・児童の特性や学習進度等に応じて、指導方法・教材等の柔軟な提供・設定を行う「指導の個別化」を図るとともに、一人一人の児童の興味・関心等に応じて、学習活動や学習課題に取り組む機会を提供する「学習の個性化」を図る。
 - ・各教科等の指導を通して、学力向上を図り、意欲的に学び、よく考え、自信をもって考えを表現できる児童の育成を目指す。
 - ・一人一人の学習状況に応じて、指導やねらいを明確にし、学年に応じた基礎的・基本的な

知識・技能の確実な定着を図るとともに、知識・技能の活用により、学習活動の充実を図る。

- ・課題発見・課題解決を目指す問題解決型の学習活動を充実させる。
- ・1単位時間のねらいを明確にした授業展開の徹底を図る。
- ・知識・技能等を活用した各教科等の問題解決的な学習、課題解決的な学習の充実を図る。
- ・指導と評価の一体化を図り、意図的・計画的な机間指導や提出物等の確認から、児童一人一人の学習状況を把握するとともに、個に応じた支援や賞賛を行う。
- ・個別学習、グループ学習、習熟度別学習、放課後学習等により、学習の成果を発表させ、共有する場面を設定することで、基礎的・基本的な知識・技能の定着を図る。
- ・自己の学習状況を捉え、見通しをもって計画的に学習に取り組む態度を育成する。
- ・基礎・基本を徹底し、確かな学力を培うための土台となる学習意欲と学習習慣の充実を図る。
- ・学習環境としての掲示物等は、情報の提供、学習への導入、雰囲気づくり、資料の保管や供給、学習の場など、学びを促す様々な役割を果たすようにする。
- ・授業改善推進プランの活用・検証を通して、視点を明確にした改善策を協議し、授業力の向上を図る。
- ・評価計画・評価方法の改善と工夫に努め、観点別評価による適切な評価・評定を行う。
- ・プログラミング教育を充実させ、物事の仕組みに興味・関心をもたせ、意図した活動を実行するために筋道を立てて複数の組み合わせを考えることができるプログラミング的思考の育成を図る。
- ・学習内容や場面に応じてICTを活用した知識・技能の定着を図る活動の充実を図る。
- ・一人1台タブレット端末を活用し、ロイロノートの資料箱やGoogle ClassroomとMeetを組み合わせて活用する等、日常的にタブレット端末を使うことにより、必要な情報を収集・比較・分析すると同時に、自分の考えをまとめたり、文章や発話による表現等、プレゼンテーション機能等を用いて発表したりすることができる情報活用能力の育成を図る。
- ・スタディ・ログ（学習履歴）やライフ・ログ（生活健康面での記録）をロイロノートやGoogle Classroomにより可視化する。
- ・ICTを活用した共同作業や編集等を行う学習活動、オンライン等を活用した外部人材との積極的な交流を実施する。
- ・理科の授業において、観察・実験を効果的に取り入れ、日常生活の身近にある事物・現象を理科や算数と結び付けて考察する活動を積極的に取り入れる。
- ・習熟度別指導ガイドラインに基づく習熟度別指導の充実を図り、数学的に考える資質・能力を育成する。
- ・校内研究の充実、OJTの推進を通して、児童の学習状況に即した学習指導力の向上を図る。
- ・グローバル人材の育成に向けた英語教育等の充実を図り、5・6年生の外国語科では、ALTとの連携により、読み書きを中心に実際に活用できる基礎的な技能及び「話すこと[やり取り]」ができる力等の育成を図る。
- ・学校図書館司書との連携を通して、学校図書館及び市立図書館の蔵書を有効に活用し、学力向上を図る。
- ・養護教諭・外部講師等と連携した保健の授業を充実させることにより、心身の健康や様々

な病気に関する正しい知識を身に付けさせるとともに、自身の生活において実践する態度を育てる。

- ・文部科学省・内閣府作成の教材を活用した「生命（いのち）の安全教育」を通して、生命の尊さに気付かせ、生命を大切にし、他者を尊重する態度を育てる。
- ・平成31年3月改訂の「性教育の手引」の趣旨を踏まえ、体育科の保健分野の授業の充実を図る。

（２）道徳科

- ①「個性の伸長」「親切、思いやり」を重点とし、道徳授業の充実と教育活動全体での実践的な活動を通して、人間関係や自己の生き方についての考えを深め、自他を尊重できる豊かな心を育むとともに道徳的实践意欲と態度を養う。
 - ②道徳授業地区公開講座を中心に、道徳授業を公開し、家庭・地域と連携を深めることを通して、児童の道徳的価値への理解を深め、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養う。
 - ③道徳教育推進教師を中心とした道徳教育の推進を図り、話し合う必要のある問いの設定や問題解決的な学習を取り入れ、「考え、議論する道徳」の授業を実践し、道徳的な判断力や道徳的な心情を養う。
 - ④学校いじめ防止基本方針に基づいて、「親切、思いやり」「公正、公平、社会正義」等のいじめの未然防止に資する授業を各学年で年間3回以上実施することにより、誰に対しても分け隔てなく接しようとする実践意欲と態度を育てる。
- ・年間指導計画の改善及び児童の実態に応じた指導の重点の明確化を図っていく。
 - ・「考え、議論する道徳」の具現化に向けた指導の工夫及び学習評価を踏まえた授業改善を行う。
 - ・他者とふれあう活動を通して、集団の一員としての自覚を高めさせるとともに、自己有用感を高めさせる。
 - ・道徳教育の充実や生活のきまりの徹底を図るとともに、挨拶等の社会生活の基本ルールを身に付けさせることで、規範意識を向上させ、社会に貢献しようとする姿勢を培う。
 - ・道徳科での対話的な学びとして、教師や友達、教材の中の登場人物等との対話を通して、その多様な感じ方、考え方と、自分の感じ方、考え方を比較・検討することで自己の自覚を深めることができるようにさせる。
 - ・道徳科での深い学びとして、児童自身が「自分はこうありたい、そのためにはこのような思いを大切にしたい、このような課題を解決したい」などの願いをもてるようにさせる。
 - ・道徳の教科書を学校と保護者との共有の教材とし、道徳授業地区公開講座の実施方法を工夫し、学校と保護者・地域住民への理解啓発を充実させていく。
 - ・ボランティア活動等の体験的な活動やゲストティーチャーによる指導を通して、児童に自己の生き方についての考えを深めさせる。
 - ・思いやりのある豊かな人間性（豊かな心）と道徳的实践力のある児童を育成する。
 - ・自分の大切さと他の人の大切さを認め、人のために行動できる力を育成する。
 - ・挨拶を交わすことで、温かい心と互いを思い合う心を育て、奉仕活動では、強い心や責任感を育てていく。

（３）外国語活動

- ①小学校第3・4学年の外国語活動では、ALTを活用した授業を充実させるとともに、教材「Let's Try!」等を活用した音声や基本的な表現に慣れ親しむ活動を中心に外国語を用いた活動を通して、伝え合うことの楽しさを感じさせ、「話すこと[やり取り]」の力等のコミュニケーションを図る素地となる資質・能力の育成を図る。
- ②日本と外国の生活習慣の違い等に気付かせ、多様な見方や考えを受け止めるとともに、互いの文化のよさを理解し、尊重する態度を養う。
 - ・外国語活動では、教材「Let's Try!」等の計画的な活用及びALTとの連携を通して、聞いたり話したりする活動を充実させ、外国語を用いて自分の考えや気持ちを伝え合う素地を養う。

(4) 総合的な学習の時間

- ①学習活動をSDGsと関連付けて捉えるとともに、課題の解決に向けた探究活動を通して、情報を取得し活用する能力、環境や社会に関心を持ち、意欲的・主体的に取り組む態度、地域や社会の活動に参加する力、多面的に見る力を育成する。
- ②ユネスコスクール加盟校として、市内外の学校等とのESDの取組の交流及び成果発信の充実や小中連携によるESDの推進、主体的に課題を探究する探究的な学習及び各教科等との関連性を考えた授業改善に取り組む。
- ③一学年一実践を中核とした全体指導計画や年間指導計画、SDGsの達成を目指したESDの充実及び取組の不断の見直しを図り、ESDカレンダーをベースとして、小中9年間でESDを通して資質・能力を段階的に育成していく。
- ④「多摩市気候非常事態宣言」を踏まえ、環境問題を探究課題として取り上げ、環境教育に取り組む。
 - ・ESD推進校として「多摩市子どもみらい会議」での成果を発信していく。
 - ・中学校区内でESDを通して育成する資質・能力を共有し、探究的な見方・考え方を働かせた学習に取り組ませることにより、よりよく課題を解決する力を育成する。
 - ・家庭・地域・外部機関等との連携、ゲストティーチャーの招へい等外部人材を活用し、学校の特色を見つめ直し、教育活動に生かすことで、学校や地域への誇りをもち、子供たちが自信をもって未来を切り拓いていけるようにする。
 - ・地域人材や施設等を活用した協働的な活動を通して、課題解決力やコミュニケーション能力の伸長を図るとともに、自ら持続可能な社会づくりに関する価値観を身に付け、共生の姿勢を培う。
 - ・交流活動を行うことで、他者と協力する態度や総合的に考える力、コミュニケーション力を育て、主体的・対話的で深い学びを児童自ら実践できる力を養っていく。
 - ・学びを深める場として振り返る活動を重視し、児童の自己評価、教師による活動の価値付けを行い、学びに向かう力や人間性等を涵養する。
 - ・身の回りの環境や社会における諸問題を自らの問題として捉え、課題の解決に向けて追究する活動を通して、持続可能な社会の担い手として必要な資質・能力を育成する。
 - ・児童に夢や目標をもたせ、活動を振り返らせことにより努力する姿勢を育む。

(5) 特別活動

- ①豊かな体験活動を通して、自己の役割を果たすとともに集団の一員としてよりよい学級・

学校、集団づくりに参画する態度や協力する態度を育てる。

- ②様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら、集団や自己の生活上の課題を解決する活動を充実させる。
- ③瓜生まつりや縦割り班活動等において、児童の創意を生かした活動の推進を図り、豊かな創造性や互いのよさを理解し認め合う心を育むとともに、自主的・実践的な態度を育成する。
- ④「キャリア・パスポート」を活用し、児童自らが、学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価する取組を年間3回以上実施する。
 - ・学校行事や児童会活動等での交流を通して、相互理解を深めさせるとともに、いじめや差別がなく、互いに笑顔でいられるよう、自ら考え、判断し、考えや気持ちを伝える共生の態度を養う。
 - ・学校行事の運営について、計画的に児童を参加させることで、公共の精神を養い、協力してよりよい生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。
 - ・望ましい人間関係の育成に向けて、認め合い、互いのよさを生かす集団をつくっていく。
 - ・自分の変容や成長を自己評価した記録をキャリア・パスポートとして蓄積し、将来の自分の生き方について考えさせる。
 - ・日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全について実施する。
 - ・一人一人のキャリア形成と自己実現に向けた基礎的・汎用的能力の育成を図る。
 - ・学級活動を指導の要として、各教科、総合的な学習の時間等において、他者と関わり合いながら調べ学習や話し合い活動等を行うことで、よりよい人間関係を自ら築こうとする意欲や態度を養う。
 - ・学級の安定化を促進し、確かな児童理解に基づき、一人一人の児童が安心できる学級づくりの推進を図る。
 - ・学級活動では、児童の自発的、自治的な活動を推進し、各活動と学校行事を相互に関連付けながら、学級経営の充実を図る。
 - ・学級・学校生活における集団や社会に参画する態度を育成し、学級や縦割り班、委員会活動で、児童一人一人に役割をもたせ、集団の一員としての自覚を高めさせる。
 - ・クラブ活動では、児童一人一人の希望や発想を生かした指導を行うとともに、個性の伸長を図る。

(6) 特色ある教育活動

- ①学校2020レガシーとして行う全学年での和太鼓学習では、児童が目標をもって取り組み、地域・他学年との交流会や成果を発表する機会を通して達成感を味わわせ、瓜生小学校の児童としての自覚と誇りをもたせるとともに、我が国の伝統文化及び他国の伝統文化を尊重する態度を育成する。
- ②不登校及び不登校傾向のある児童に対する支援策として、別室登校を実施する。校舎内に別室「さぼうとるうむ」を設置し、支援員による安全管理及び児童の心に寄り添うことができる支援を実施する。
- ③コミュニティ・スクールの推進及び地域学校協働活動を充実させ、地域社会全体との関わりの中で保護者・地域・学校が一体となって共に望ましい教育活動について考え、成就感や連帯感を味わわせる教育活動を実践する。

- ④多摩市条例第35号「多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」を踏まえた主権者教育等を通して、他者と連携・協働及び合意形成しながら、社会の一員として地域の課題解決に主体的に関わることができる児童を育成する。
- ・学校の教育目標を達成するための基本方針に基づき、学校、家庭、地域社会及び児童の実態に即し、継続性と計画性のある教育に基づいた、特色ある教育活動の充実を図る。
 - ・二学期制における教育的な意義や期待される教育的効果及び学習評価の方法について、保護者や地域に広く周知するとともに、その効果について検証していく。
 - ・学校2020レガシーの取組の継続と充実を図り、ボランティアマインドを育成し、社会貢献の心を醸成することを目指す。
 - ・オリンピック・パラリンピック教育の成果を生かした体育・健康教育の充実を図っていく。
 - ・世界各国の人々とコミュニケーションを図ろうとする豊かな国際感覚を養い、「おもてなし」の心を伝えるための思考力・判断力・表現力の伸長を図る。
 - ・体力向上プロジェクトを一校一取組として位置付け、体力調査等の結果を効果的に活用した体育科授業の改善を図り、前年度の自分の記録の更新及び市や都・国の平均値を考慮した個人目標値を設定させるとともに、目標達成のための取組の充実を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成する。
 - ・健康・安全に関する指導の機会を設定し、自他の健康や安全についての考えを互いに深めさせるとともに、適切に判断できる力を高める。
 - ・インクルーシブ教育の推進を図り、障がいの有無に関わらず、すべての子供が一緒に学び、基礎的環境整備や合理的配慮により、学級環境の整備とユニバーサルデザインの授業の確立を目指す。
 - ・障害者理解を促進するため、心のバリアフリーを子供たちに継続的に浸透させ、障害のある人への理解を深める。
 - ・多摩市条例第35号「多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」を踏まえ、合意形成の過程で、児童の主体性の尊重、自己肯定感の向上、自己決定の場の提供等に関する取組を行っていく。
 - ・教科等横断的に実施する主権者教育の推進を図る。
 - ・幼小連携の取組や「かがやけ たまっ子」「かがやきブック」を参考にしたスタートカリキュラムの編成及び運用を図り、校種間の連携により、小学校入学段階から児童の発達段階を踏まえ、時間割や学習活動を工夫し、児童が安心して自らの学びを広げられる学習環境をつくっていく。
 - ・近隣の中学校、保育園・幼稚園との連携の充実と、スタートカリキュラムによる合科的・関連的指導を通して、異校種間の円滑な接続を図るとともに、児童の主体性や学びに向かう力を引き出す。
 - ・学校図書館の利活用を促進し、学校図書館司書の専門性を生かすとともに、読書週間において、読書に対する児童の意欲を高める工夫をし、読書活動の充実を図る。
 - ・読書週間、保護者・地域による読み聞かせを通して、進んで読書する態度と読み取る力を育てる。
 - ・栄養教諭や栄養士、地域人材を活用した食育授業を実施し、自分の健康を考え、望ましい食習慣を身に付け実践する力を育てる。

- ・栄養教諭を積極的に活用して「食育」の推進を図る。

(7) 特別支援教育

- ①第二次多摩市特別支援教育推進計画に基づき、個別指導計画・学校生活支援シートを家庭と連携して作成し活用するとともに、児童の実態を適切に把握し、定期的に見直し・改善を図る。
 - ②特別支援教育コーディネーターを複数配置し、月1回以上開催の校内委員会の更なる充実を図り、特別な支援が必要な児童についての情報を共有するとともに、個に応じた具体的な指導や支援を行う。
 - ③在籍学級担任と特別支援教室担当教員等との連携による指導を行い、障害による学習上・生活上の困難の状況に応じて、課題を改善・克服していく能力を培い、集団適応能力や学習の基礎となる能力を伸長する。
 - ④副籍制度に基づき、特別支援学校との交流により、障害についての理解を深めさせるとともに、望ましい関わりをもとうとする姿勢を育み、共生社会の形成者としての資質や能力を養う。
- ・児童一人一人の実態に応じて保護者とともに作成した学校生活支援シートや個別指導計画の活用や定期的な見直し・改善を通して、個々の児童の状態や特性、教育ニーズ等を的確に把握する。
 - ・ユニバーサルデザインの視点を生かした学級経営を推進する。
 - ・特別支援教室における自立活動については、個別指導計画に基づき、対象となる児童一人一人の実態や困難さに基づいた指導を行い、心理的な安定や人間関係の形成、コミュニケーションに重点をおき、障害の状態の改善または克服を目的として行う。
 - ・特別支援教室担当教員と在籍学級担任、保護者との連携を強化し、個別指導計画に基づき当該児童の集団適応能力の伸長、学習上・生活上における困難の改善に努める。
 - ・原則の指導期間内での指導目標の達成に向けた教育課程の編成と指導及び適正な評価を行う。
 - ・都立多摩桜の丘学園との副籍交流を実施し、共同学習や学校行事への参加等の交流活動を行う。

(8) 生活指導

- ①全教職員の共通理解と指導の一貫性により、児童の学校生活における基本的な習慣を確実に定着させる。
- ②誰一人取り残さない教育の実現に向け、人権・生命尊重を基盤とした、いじめ・不登校等の生活指導上の諸課題に対する組織的な対応の徹底と充実を図る。
- ③生命に関わる授業やいじめに関する授業を通して、自他共に生命を尊重し大切にしようとする心を育む。
- ④不登校総合対策に基づき、児童の欠席状況等を学級担任・養護教諭・管理職・スクールカウンセラー等、複数で共有することを通して、不登校の未然防止と早期発見に努める。不登校対応会議で、中長期的な方針を検討し、関係機関と連携しながら組織的に対応する。
- ⑤「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」「多摩市いじめ防止対策推進条例」「いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ防止に向けて組織的に対応する。校内研修（「いじめの定義・い

じめ防止基本方針・重大事態への対処」、「いじめの認知・対応・解消」、「関係機関との連携」についての理解・確認）及びいじめアンケートを年間3回実施し、いじめの早期発見に重点を置きながら、毎月のいじめ対策委員会で現状と対応方法を共有する。

- ⑥自殺予防対策として、学級担任や養護教諭、スクールカウンセラーなど学校の大人に児童がSOSを出せる教育相談体制を強化し、児童や家庭に周知する。
 - ⑦スクールカウンセラーや臨床発達心理士等を活用した虐待防止に向けた校内研修を通して、児童の小さな変化を捉え対応する力を身に付ける。長期休業明けアンケート等の聞き取りを通して、虐待やヤングケアラーの早期発見に努め、関係機関と連携して支援する。
 - ⑧「防災ノート～災害と安全～」 「東京マイ・タイムライン」等を活用した安全指導を年間計画に位置付け、防災教育、交通安全教室、セーフティ教室、不審者対応等の充実を図り、家庭・地域と連携し、様々な事故や災害から自らの生命を守ろうとする態度を育てる。
 - ⑨アレルギーの個別対応に関する情報を年度当初に全教職員で共有し、確実に行う。エピペンの使用方法や具体的な連絡体制等の校内研修を実施し、緊急時にはマニュアルに基づいて対応する。
 - ⑩児童によるSNS学校ルールの見直しを行い、家庭に周知するとともに、SNS家庭ルールの作成及び見直しを家庭に促し、家庭と連携して情報モラルの徹底といじめの未然防止に努める。
- ・人権教育を基盤として、「ウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に良好で満たされている状態）」の実現に向けて、児童の自律的な学習・生活態度の育成を目指し、学校・学年・学級経営を充実させ、児童自らがよりよく生きる力を伸ばす教育活動を展開する。
 - ・学習規律の徹底（しっかり話を聴く、最後まで聴く、規律正しく整然とした状態で授業に取り組む姿勢）を大切にいく。
 - ・児童や学校、地域等の実態を踏まえた生活指導上の課題解決のための取組を充実させる。
 - ・児童に関する情報を蓄積し、教職員がいつでも情報共有・確認のできるシステムを構築し、生活指導夕会における口頭での情報共有により、多くの目で児童の変化を把握し、虐待等の防止に努める。
 - ・軽微ないじめも見逃すことなく、「いじめを生まない、許さない」を基本とし、いじめ対策委員会を中心に、いじめ防止等の組織的対応の取組を行う。年間3回のアンケート等を通して、認知されたいじめに関しては、100%解消していく。
 - ・いじめに関する教員対象の校内研修については、ふれあい月間にあわせて年間3回実施する。
 - ・不登校傾向による「登校渋り」があった場合は、児童の内面に寄り添い、不登校対応会議を開催し、支援シートの作成等、学校組織で対応するための校内体制の充実を図り、児童が安心して登校できるようにしていく。
 - ・リーフレットを活用し、多摩市いじめ防止対策推進条例の理解、家庭・地域への啓発、「いじめをしない、させない、許さない」指導の徹底を図る。
 - ・教室以外の居場所と学習の場として、「さぼうとるうむ」を設置し、児童に安心感をもたせるとともに教室復帰へのステップとする。やむを得ず学校に登校できない児童には、ICTの活用等を通じて学習の機会を保障し支援を行う。
 - ・食物アレルギー対策委員会を中心に、全教員で当該児童についての情報を日常的に共有するとともに、緊急対応を含む食物アレルギーに関する教員対象の校内研修を年度当初に実

施し、組織的な対応力の一層の向上を図る。

- ・交通安全教室やセーフティ教室等の安全指導を通して、危険を予測・回避する能力を高めさせるとともに、他者や地域の安全に貢献できる資質や能力を育てる。
- ・セーフティ教室等における地域・保護者等を含めた啓発活動の充実を図り、一人1台タブレット端末やSNSの利用について主体的に考える場を設定し、SNS上のいじめ防止に向けた取り組み、児童によるSNS学校ルールの見直し、SNS家庭ルールを見直し・遵守等の周知徹底を図る。
- ・多摩市いじめ防止対策推進条例や学校いじめ防止基本方針に基づき、毎月行われるいじめ対策委員会を中心にアンケート調査や面談を実施し、校内での共通理解及び地域や家庭への理解啓発を図るとともに、いじめの重大事態が発生した場合は組織的に対応していく。
- ・不登校が生じない魅力ある学校・学年・学級づくりの推進していく。
- ・教育相談体制の改善・充実と関係機関との連携強化を図る。
- ・望ましい人間関係の育成に向けて、認め合い、互いのよさを生かす集団づくりを行う。
- ・いじめ、不登校、児童虐待等に関する校内の教育相談機能の充実・活性化及び関係機関との連携を強化し、迅速な対応を行う。
- ・児童のきめ細やかな状況把握や教員間の情報共有、学校全体での組織的ないじめ未然防止、早期発見、早期対応の取組を充実させる。
- ・地域や家庭・関係機関と連携し、役割分担を明確にした、いじめ防止対策の充実を図る。
- ・児童アンケートを年間3回行い、アンケート結果を基に学級の実態を把握し、個別に聞き取りを行うことにより、一人一人がSOSを発信しやすい環境をつくる。
- ・学級の安定化の促進と児童理解に基づく、一人一人の児童が安心できる学級づくりを行う。
- ・重大事態への確かな理解といじめ防止等の指導の充実を図る。
- ・人権課題「子供」におけるいじめ問題の解決に向けた人権教育の充実及び生命尊重に関する指導の充実を図る。
- ・いじめのない学校づくりについて、地域や家庭への啓発も行っていく。
- ・いじめ事案の解消については、被害児童が心身の苦痛を感じていないことが解消についての判断材料であり、アンケートの回答のみで判断することなく、子供本人の心情や保護者の願いに寄り添った形で、継続的に注視していく。
- ・スクールカウンセラー等の相談機能の改善・充実及び教育機関との連携を強化し、組織的ないじめの未然防止・早期発見等に努める。
- ・不登校総合対策を踏まえた不登校の未然防止や早期支援、長期化への組織的な対応の徹底を図り、不登校児に対しては、タブレット端末等を活用して、登校に向けての支援を行うとともに、学校や学級に戻りたいと思ったときに戻ることのできる学級経営の充実を図る。
- ・ICTの活用を含めた多様な学びの場の保障及び関係機関との連携による家庭支援を充実させる。
- ・スクールカウンセラーによる5年生全員を対象とした個人面談等を行い、個別に話をしやすい環境をつくる。
- ・「GIGAワークブックとうきょう」の年間3回以上の活用を行う。
- ・保護者や地域支援者と共有できる教材としての東京防災や東京マイ・タイムライン、防災ノート～災害と安全～等を活用し、健康や安全に関する意識を高め、児童自らが判断し「命を守る」意識をもたせる等、日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全のため

の安全指導や健全育成に万全を期す。

- ・第二次多摩市教育振興プラン及び多摩市立学校教育課程編成ビジョン、第六次多摩市総合計画を踏まえ「2050年の大人づくり」に必要な資質・能力の基礎を育む。
- ・改正気候変動法に則して、熱中症対策の集中的かつ計画的な推進を図る。
- ・体育的活動時等の安全配慮の徹底及び安全指導計画の見直しと内容の充実を図る。
- ・施設・設備・教材等の保守や点検、整理に努める。

(9) 進路指導

- ・児童の自己有用感を高めさせるとともに夢や目標をもたせ、望ましい職業観、勤労観の素地を養う。
- ・社会的・職業的自立に向けた能力等の育成のための「キャリア教育」の充実を図る。
- ・近隣の保育園、幼稚園、中学校との授業連携や情報交換を行い、長期的な見通しをもった系統的な指導を実践し、小1問題や中1ギャップの軽減を図る。

(10) 家庭や地域、関連機関との連携

- ・教育は、教師と保護者が共に育むこと（共育）及び力を合わせて育むこと（協育）ができることにより、子供を取り巻く社会全体が響き合い育むこと（響育）ができるようになる。
- ・コミュニティ・スクールの推進と地域学校協働活動の充実を図り、地域に開かれ、地域とともにある学校づくりを持続的に推進していく。
- ・地域の人材や自然環境等を生かした教育を推進し、地域を大切に思う心を培うとともに、地域の中で互いに協力し合って生活し、地域社会に参画する態度を養う。
- ・保護者や地域社会、近隣の幼稚園・保育園や中学校等、地域と連携した学校づくりを推進する。
- ・学校と家庭、地域全体で子供への思いが調和できるようにしていく。
- ・保護者・地域支援者の協力を得て、人との関わりを大切にした活動を通して、豊かな心を育む。
- ・学力向上、学習習慣の確立に向けた学習課題を工夫し、家庭・地域との連携を行う。
- ・家庭や地域の教育力、各関係団体、大学等と連携して、様々な体験活動を取り入れ、学習活動の一層の充実を図ることにより、児童の興味・関心や学びに向かう力を高める。
- ・家庭学習の内容を確実に保護者に伝え、協力を得て、家庭学習の一層の定着を図る。
- ・児童の個別の状況とニーズに応じて、学びの選択となるICTの活用を含めた学習保障及び関係機関との連携による家庭支援の充実を図る。
- ・地域人材やボランティア等を活用した放課後での地域未来塾等により、個に応じた指導を行い、主体的に学習に取り組む態度を育て、基礎学力の定着を図る。
- ・保護者・地域支援者の協力を得て、交流活動（ケアプラザたま）、読み聞かせ（読み聞かせサークルうりっこ）、主権者教育（選挙管理委員会）、租税教室（法人会）、薬物乱用防止教室（ライオンズクラブ）、稲の栽培等を行い、人との関わりを大切にした活動を通して豊かな心を育む。

(11) 教育者としての資質・能力を向上させるために

- ・教職員が一丸となって、全力で子供の「協育」にあたり、共に生き、共に学び、一人一人

の子供の輝きが見える学校をつくっていく。

- ・全教職員が心ひとつに率先垂範（先頭に立って模範を示す）で、日常の指導にあたる。
- ・子供を主語とする。教師は、子供が最高の学びを得るために、子供が何を望んで、どう行動しようとしているのかを把握し、それを支援していく。
- ・SMAP「Smile（笑顔）、Mission（使命感・責任感）、Action（行動力・実践力）、Passion（情熱）」をもって行動していく。
- ・凡事徹底（誰にでもできる当たり前のことを誰よりも徹底的に行う）が、できる子供を育成していく。
- ・知覚動考（知って、覚えて、動いてから考える）が、できる子供を育成していく。
- ・「ほう（報告）、れん（連絡）、そう（相談）、だ（打診）」を心掛ける。
- ・日常的に「あ（挨拶）、い（命）、う（運動）、え（笑顔）、お（思いやり）」を大切にしている。
- ・挨拶「あ（あかるく）、い（いつも）、さ（さきに）、つ（つづけて）」が、できる子供を育成していく。
- ・3ワーク「フットワーク・ネットワーク・チームワーク」を大切にしている。
- ・SWIM話法「S（すごい・素晴らしい・さすが・その調子）、W（うまい・分かる）、I（いいね）、M（見事だね）」を会話に取り入れていく。
- ・問題が発生した場合「さ（最悪を考える）、し（慎重に行う）、す（素早く対応する）、せ（誠実に対応する）、そ（組織的に対応する）」で解決していく。
- ・危機意識をもって「あい（間を空ける）、て（手を洗う）、ます（マスクをする）、か（換気をする）」等により、感染症対策に備えていく。
- ・TEAMすなわち、Together（一緒に）、Everyone（みんなで）、Achievement（達成する）、More（より多くのこと）、個人の力にチームワークを掛け算していく。
- ・「シンGIGAスクール構想」の実施。GIGAスクール構想で実現したICT環境をフル活用して、次のステージに進んでいく。「シン」は、新・真・深・伸等、各人で読み替える。
- ・成長のきっかけは、背伸びである。もともとできることに加え、少し挑戦してみる。
- ・マネジメントの「ABC」は、A（当たり前のことを）、B（馬鹿にせず）、C（ちゃんとやり抜き積み重ねる）こと。
- ・みんなで反応「あいいうえお」は、あ（あ、そうか）、い（いい、考えだ）、う（う～ん、なるほど）、え（え～と、助けてください）、お（お陰で、分かりました）。

（12）特別支援教室の教育課程

①特別支援教室の教育目標

- ・児童の障害に起因する、学習上、生活上の困難の状況に応じて、課題を改善・克服していく能力を培い、児童の学力や在籍学級における集団適応能力を伸長する。
- ・学校教育目標「すすんで学ぶ子」「思いやりのある子」「きたえる子」を受けて、自尊感情を育みながら苦手なことにも粘り強く取り組み、集団において良好な人間関係を形成し、豊かなコミュニケーション能力を身に付け、主体的に学ぶ児童を育成する。

②教育目標を達成するための基本方針

- ・家庭と連携した学校生活支援シート・個別指導計画の活用及び定期的な見直し・改善を図

り、児童一人一人の実態に応じた特別な指導を行う。その際、将来の進路等を含めた長期的な視点で目標を設定し、適切な指導及び必要な支援の内容等について共有を図るとともに、短期的な視点として学期ごとに振り返りを行う。

- ・特別支援教室担当教員と在籍学級担任が連携を強化し、具体的な指導法や指導内容について共有していく。在籍学級における当該児童や他の児童が学習に集中できる環境を整える等、個別指導計画に基づいた児童の集団適応能力の伸長と課題・困難の改善によって、学級運営の安定化を図る。
- ・臨床発達心理士、スクールカウンセラー等、心理学の専門家と連携し、対象児童が抱える困難さに対する専門的な助言を指導開始前だけではなく、個別指導計画作成時等に受ける機会を設け、指導の工夫・改善に努める。
- ・特別支援教室の円滑な運営を図るため、特別支援教室専門員と在籍学級担任、特別支援教室担当教員との連絡・調整を効果的に行う。また、特別支援教室における指導の記録、在籍学級での児童の行動観察及び記録を綿密に行い、指導の改善に生かす。

③指導の重点

- ・自立活動については、個別指導計画に基づき、対象となる児童一人一人の実態や困難さに基づいた指導を行い、障害の状態の改善または克服を目的とする。特に、自立活動の内容から、心理的な安定、人間関係の形成、コミュニケーションに重点をおく。自立活動については、内容が自立活動のどの区分・項目にあたるか、活動ごとの計画に明記する。
- ・自立活動では、在籍学級における学習内容のうち、適切に身に付けるべき内容について、障害の特性に応じた指導を必要に応じて教科の内容を取り扱いながら行い、自己を適切に理解し、障害の特性を生かした学習方法を身に付けられるように指導する。
- ・特別支援教室での指導を通して、在籍学級等における学習上、生活上の困難さの改善を図り、個別の学習で習得したソーシャルスキルを在籍学級で生かすことができるような指導を行っていく。
- ・特別支援教室内の指導だけではなく、児童や学級の実態に基づき、特別支援教室担当教員が在籍学級で指導を行ったり、行事等において直接個別の支援を行ったりする。

④その他の配慮事項

- ・特別支援教室の週当たりの授業時間は、4単位時間以内を原則として、個別の教育課程に週当たりの指導時間数を明記する。
- ・特別支援教室における指導開始後の児童の実態を十分に踏まえ、特別支援教室担当教員及び保護者と連携を密にとり、校内委員会を活用して指導内容及び週当たりの指導時間数の見直しを図る。